

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第29号）が本日付で公布され、同年4月1日から施行されます。

今回の改正は、地方公務員災害補償制度における障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）附則第4条の4第1項第2号、同条第2項、第4条の8第1項第2号及び同条第2項における利率「百分の五」について、「法第2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に改めるものである。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員についても、同様の措置がなされるべきものであるため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付したので、実務の参考とされたい。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
担当：森谷、番  
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長 殿  
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第29号）が本日付  
で公布され、同年4月1日から施行されます。

今回の改正は、地方公務員災害補償制度における障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前  
払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる  
利率について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要  
の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）附則第4条の4第1項第2号、同  
条第2項、第4条の8第1項第2号及び同条第2項における利率「百分の五」について、「法第  
2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に改めるものである。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条  
例による補償を受けるべき非常勤の職員についても、同様の措置がなされるべきものであるた  
め、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年  
11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付したので、実務の参考とされたい。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：森谷、番

電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
( 公 印 省 略 )

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について (通知)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 (令和2年総務省令第29号) が本日付けで公布され、同年4月1日から施行されます。

今回の改正は、地方公務員災害補償制度における障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号) 附則第4条の4第1項第2号、同条第2項、第4条の8第1項第2号及び同条第2項における利率「百分の五」について、「法第2条第4項に規定する災害発生の日における法定利率」に改めるものである。

2 施行期日

令和2年4月1日

**【連絡先】**

安全厚生推進室公務災害補償係  
担当：森谷、番  
電話：03-5253-5560 (直通)

○総務省令第二十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第四条の四 [略]</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、法            第二条第四項に規定する災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当            該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加え            た数で除して得た額</p> <p>2 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該            終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補            償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全            額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停            止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合            にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額            に法第二条第四項に規定する災害発生の日における法定利率に当該終了する月の前項に規定す            る経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給            されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p style="text-align: center;">第四条の八 [略]</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、法            第二条第四項に規定する災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当            該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加え            た数で除して得た額</p> <p>2 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該            終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補            償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全            額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停            止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合            にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額            に法第二条第四項に規定する災害発生の日における法定利率に当該終了する月の前項に規定す            る経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給            されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p style="text-align: center;">備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第四条の四 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、百            分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切            り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額</p> <p>2 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該            終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補            償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全            額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停            止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合            にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額            に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じ            て得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた            額とする。</p> <p style="text-align: center;">第四条の八 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百            分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切            り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額</p> <p>2 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該            終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補            償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全            額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停            止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合            にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額            に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じ            て得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた            額とする。</p>

2 1  
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
 この省令の施行の日前の地方公務員災害補償法施行規則第四条の四の規定による障害補償年金の支給停止及び同令附則第四条の八の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 〔1〕6 略〕 7 〔略〕 〔一 略〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を越える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>〔9〕13 略〕</p>	<p>附 則 〔1〕6 同上〕 7 〔同上〕 〔一 同上〕</p> <p>二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、一〇〇分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を越える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に一〇〇分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>〔9〕13 同上〕</p>

「略」

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を越える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

〔16〕〔18〕 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則の施行の日前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）附則第七項及び第八項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則（案）附則第十四項及び第十五項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

「同上」

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、一〇〇分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を越える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に一〇〇分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

〔16〕〔18〕 同上